

住民基本台帳事務
全項目評価書(案) 点検シート

I. 適合性

	審査の観点	点検の内容	所見
(1)	しきい値判断に誤りはないか	対象人数30万人以上のため、基礎項目評価に加えて全項目評価を実施することが適切である	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり
(2)	適切な実施主体が実施しているか	住民基本台帳事務を所管する部署は市民部市民課であることから、本評価を市民課にて実施することは適切である	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり
(3)	公表しない部分は適切な範囲か	非公表箇所該当なし	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり
(4)	適切な時期に実施しているか	評価書公表後5年を経過する前に再実施することとなり、本評価書における前回実施日は令和3年8月4日であることから、今回の実施時期は適切である	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり
(5)	適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか	令和7年9月1日から同年9月30日の期間でパブリックコメントを実施し、その方法は適切である	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり
(6)	特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか	該当するすべての項目について、リスク対策を検討し記載している	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり

II. 妥当性

	審査の観点	点検の内容	所見
(7)	記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか	市民部市民課は、住民基本台帳事務を所管する部署であり、事務の実施に伴うリスク対策についてもシステム所管部署と連携し、責任を負っている。	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり
(8)	特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか	特定個人情報を利用する事務毎に、事務の流れについて順に記載している。	<input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり
	① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか	事務の内容、システムの機能、特定個人情報ファイルを取り扱う必要性について具体的に分かりやすく記載している。	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり
	② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか	特定個人情報ファイルを保有することの必要性や主な記録項目、委託・再委託についての内容、必要性、市民への周知方法を具体的に分かりやすく記載している。	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり
(9)	特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか	特定個人情報の安全管理措置を踏まえ、事務の運用に見合ったリスクを特定している。	<input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり
(10)	特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か	システム面での措置及び人的措置について、リスク軽減のための措置を具体的に記載している。	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり
(11)	記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか	リスク毎に措置を具体的に記載しており、内容は目的に照らし、妥当である。	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり

③ 特定個人情報の 入手 について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか	必要な情報を必要な者のみが適切に入手できるよう具体的な措置を記載している。真正性確認の措置及び正確性確保の措置について具体的に記載し、内容は妥当である。	□適切である □改善の余地あり
④ 特定個人情報の 使用 について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか	各システムにおける、目的外使用を防止するための措置を具体的に記載しており、内容は妥当である。	□適切である □改善の余地あり
⑤ 特定個人情報の 委託 について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか	委託先を決定する際の確認及び、特定個人情報の提供、消去に関するルールについて具体的に記載し、内容は妥当である。	□適切である □改善の余地あり
⑥ 特定個人情報の 提供・移転 について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか	提供・移転についての記録を残す方法や、ルール、誤った情報を提供・移転するリスクに対する措置を具体的に記載し、内容は妥当である。	□適切である □改善の余地あり
⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続 について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか	情報提供ネットワークシステムを通じて提供する場合の不正な提供を防ぐための措置、不適切な提供を防ぐための措置を具体的に記載し、内容は妥当である。	□適切である □改善の余地あり
⑧ 特定個人情報の 保管・消去 について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか	物理的・技術的な対策について具体的に記載している。また、保存期間を経過したデータを適切な時期に安全かつ確実に消去する手法について具体的に記載し、内容は妥当である。	□適切である □改善の余地あり
⑨ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業者に対する教育・啓発を行っているか	自己点検や監査、研修を定期的に行い、実施方法について具体的に記載している。	□適切である □改善の余地あり
⑩ その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか	中間サーバにおける措置について記載し、内容は妥当なものである。	□適切である □改善の余地あり
(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか	妥当である	□適切である □改善の余地あり